

# 令和5年度 南砺市教育センター要覧

- 1 名称 南砺市教育センター
- 2 所在地 〒939-1692  
富山県南砺市荒木1550  
電話 0763-23-2031 相談専用 0763-52-6315  
IP電話 2940、2941、2942 FAX 0763-52-6350  
E-mail nanto-ec@tym.ed.jp

## 3 沿革

- 昭和37. 1 福光町立理科教育センター設置  
38. 4 福野町理科教育センター、平区域理科教育センター、利賀村理科教育センター設置  
39. 4 井波町理科教育センター、城端町理科教育センター、井口村立理科教育センター設置  
42～平成5 各センターの名称を理科教育センターから教育センターに変更  
平成16. 11. 1 町村合併により7教育センターを廃止し、南砺市教育センターを井波小学校内に設置  
南砺市教育センター条例を定める。  
適応指導教室「いおう教室」が教育センターの所管となる。  
平成17. 4. 1 南砺市教育センターを南砺市役所井波庁舎内に移転  
ホームページ開設  
平成18. 4. 1 南砺市適応指導教室設置要綱を定める。  
平成20. 4. 1 スクールソーシャルワーカー事業を国庫補助で行う。  
平成21. 4. 1 スクールソーシャルワーカー事業を南砺市単独の事業として行う。  
平成26. 4. 1 特別支援コーディネーター事業を南砺市単独の事業として行う。  
令和 2. 7. 1 南砺市役所庁舎統合にともない、南砺市教育センターを南砺市役所別館内に移転  
令和 3. 4. 1 市教委との連携事業として、小中一貫教育・ふるさと学習・チーム担任制を行う。  
令和 5. 4. 1 「いおう教室」の名称が「適応指導教室」から「教育支援センター」に変更となる。

## 4 運営方針

- (1) 南砺市学校教育発展のための研究・研修を行う。  
(2) 市内幼・保・小・中・義務教育学校の教育活動実践の充実に寄与する。

## 5 運営の重点

- (1) 年齢層に応じた教職員の指導力向上を目指した現職研修を推進する。また、県総合教育センターとの連携や砺波地区教育センター協議会との協業による研修を推進する。  
(2) 不登校及び学校不適応等の特別な支援を必要とする児童生徒の支援や教育相談の充実を図る。  
(3) 学習指導の改善に資するための資料や授業支援、情報提供等の援助活動を推進する。  
(4) 委員会が中心になり、教材・資料等の開発に努め、教育現場での活用に資する。

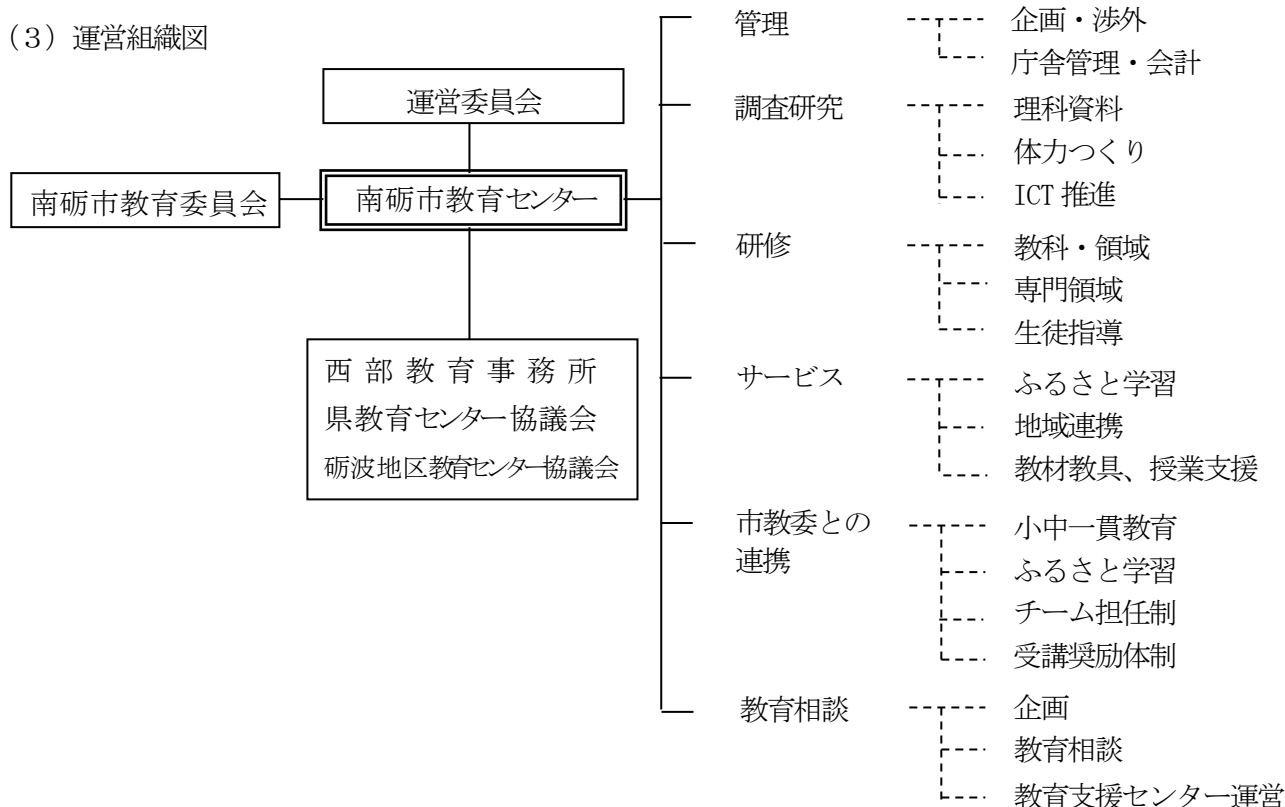
## 6 運営組織

- (1) 所員
- |                |         |        |       |  |
|----------------|---------|--------|-------|--|
| 所長             | 高川 芳昭   |        |       |  |
| 指導主事           | 今井 百合恵  |        |       |  |
| 助手             | 高田 美由紀  |        |       |  |
| 教育指導員          | 松村 朝美   | 中山 登   | 大浦 香代 |  |
|                | 清玄寺 真佐子 | 西村 美勝  |       |  |
| スクールソーシャルワーカー  | 島田 博英   | 吉田 美司子 |       |  |
| 特別支援教育コーディネーター | 島田 博英   | 岡崎 優子  |       |  |
| ITCE           | 林 秀次    |        |       |  |

(2) 運営委員

松本 謙一 (教育長)	笠井 学 (教育部長)
氏家 智伸 (教育総務課長)	山本 佳和 (教育総務課 副参事)
金谷 諭 (教育総務課 主幹)	
曲師 政隆 (市小学校長会長)	藤井 一哉 (市中学校長会長)
杉下 悦子 (市小学校教育研究会会長)	瀬戸 広美 (市中学校教育研究会会長)
安田 祐子 (市小学校教頭会長)	水口 賢 (市中学校教頭会長)
高川 芳昭 (教育センター所長)	

(3) 運営組織図



(4) 委員会組織 (令和5年度)

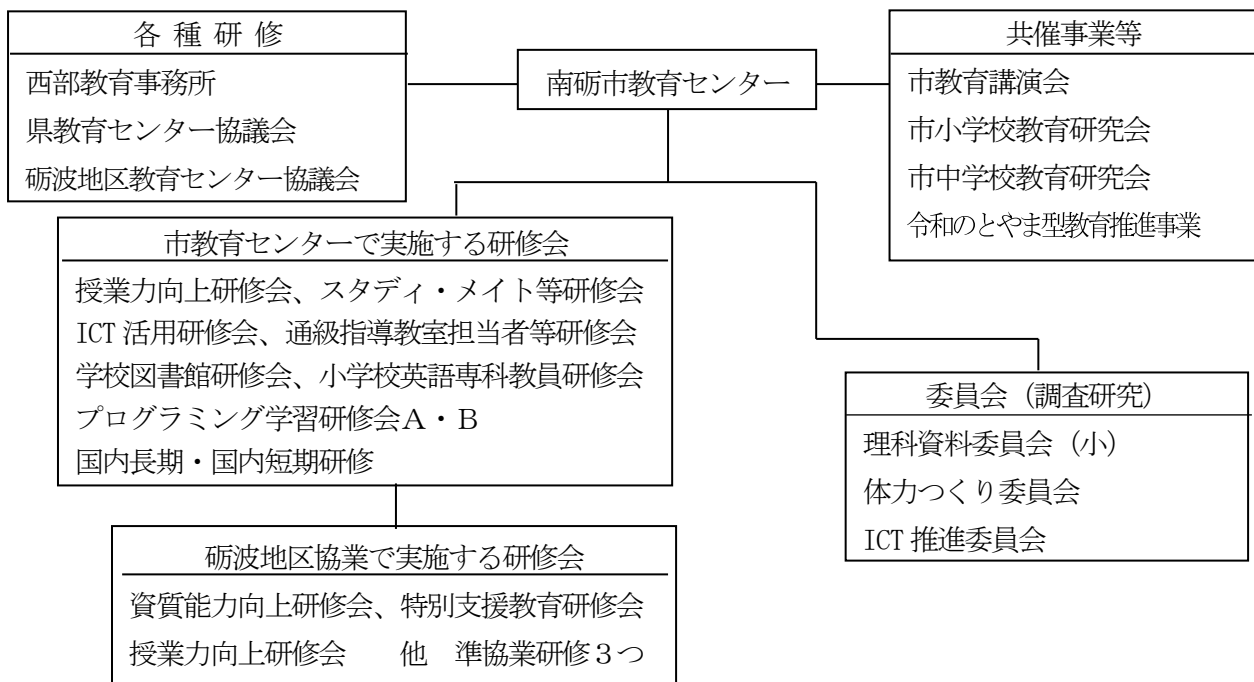
委員会名	委員長・副委員長	委員
① 理科資料委員会 (小学校)	澤田 雅恵 (南砺つばき学舎 教頭)	4名
② 体力づくり委員会	川口 雅也 (福野中 教頭)	8名
③ ICT推進委員会	藤田 稔 (利賀中 教頭) 立野 文州 (福光中部小 教諭)	14名

7 業務内容と分担

区分	業務内容	主務	副主務
総括	各係業務の総括 公印の看守	高川	今井
企画運営	市学校教育講演会の計画・運営 教育委員会との連絡・調整 所舎の管理・運営	高川	今井
事務	文書の収受、発送、保存 予算、経理、通信、運搬事務 備品管理 印刷、製本	高田	今井

区 分	業 務 内 容	主 務	副 主 務
調査研究事業	各委員会の運営 新体力テスト実施・考察、体力づくり対策推進 理科資料（小学校）の作成	今井	高川
	ICTを活用した授業実践の推進	林 今井	
研 修 事 業	市教育センターで実施する研修の企画・運営 砺波地区協業で実施する研修の企画・運営 国内長期・国内短期研修 県外視察研修	今井	高川 高田
サー ビス ・ 援 助 事 業	地域連携	南砺市地域連携事業の推進と援助	高川 高田
	現地学習	バス借り上げ、見学実施日の調整 スクールバス等の配車、調整	高田 今井
	科学展	市科学展覧会の企画・運営 県科学展覧会への出品等	今井 高川 高田
	教材・教具	教材備品・研修用図書・視聴覚教材の選定、貸出 ヒメダカの斡旋 教材、教具、資料作成、斡旋	今井 高田
	授業支援	ICTサポートプロジェクト ふるさと学習情報交換会	林 今井 高川
市教委との 連 携 事 業	小中一貫教育の推進、「ふるさと学習」の推進 「チーム担任制」の推進、受講奨励体制への協力	高川 今井	
教育相談事業	教育相談の受付、関係機関との連携 クローバー相談会の運営 教育支援センター「いおう教室」の運営 教育相談訪問 スクールソーシャルワーカー事業	島田 吉田 岡崎 今井	高川 高田 いおう教室 教育指導員
広 報	センターだより ホームページ	今井	高川 高田

## 8 研修組織



9 予算

項 目		予算 (千円)	項 目		予算 (千円)		
教育センター 管理費	需用費	消耗品費	17	教育センター 運営費	共 済 費	社会保険負担金	1,750
		食糧費	4		報 酬	7,069	
		印刷製本費	0		報 償 費	500	
		修繕料	30		旅 費	1,639	
	役 務 費	電話料	144		需 用 費	消耗品費	292
		通信運搬費	8			食糧費	14
	使用料及び貸借料	8	印刷製本費			420	
小 計	211	修繕費	500				
教育支援センター 運営費	共 済 費	社会保険負担金	327		役 務 費	電話料	144
	報 酬	4,499	委 託 料		22,555		
	旅 費	263	使用料及び貸借料	4,926			
	需 用 費	消耗品費	30	備品料	275		
	役 務 費	電話料	48	負担金補助及び交付金	1,270		
	委託料	66	小 計	41,354			
	使用料及び貸借料	105					
	備品購入費	0					
	小 計	5,338	合 計	46,903			

10 サービスエリア ※児童・生徒数の[ ]は山村留学生で内数

※学級数欄の( )は特別支援学級所属児童生徒数で外数

小 学 校	児童数	学級数	教職員数	中 学 校	生徒数	学級数	教職員数
井波小学校	292	12(3)	23	井波中学校	156	6(2)	17
利賀小学校	13[4]	3	6	利賀中学校	12[8]	3	8
城端小学校	276	11(2)	22	城端中学校	177	6(2)	18
上平小学校	52	6(2)	12	平 中学校	41	3(1)	11
福野小学校	629	19(4)	36	福野中学校	330	9(2)	24
福光中部小学校	311	12(4)	26	福光中学校	160	6(2)	17
福光南部小学校	98	6(2)	14	吉江中学校	180	6(2)	17
福光東部小学校	241	10(2)	20	/			
小 計	1,912[4]	79(19)	159	小 計	1,056[8]	39(11)	112

義務教育学校 (前期課程)	児童数	学級数		義務教育学校 (後期課程)	生徒数	学級数	教職員数
南砺つばき学舎 (前期課程)	58	6(1)		南砺つばき学舎 (後期課程)	30	3	22 前・後期合計

合 計	児童・生徒数：3,056[12]人	学級数：127(31)級	教職員数：293人
-----	-------------------	--------------	-----------

## 1 1 事業概要

### (1) 調査研究事業

番号	事業名	対象	回数	期 日	内 容
1	小学校理科資料	委員	2回	6月～9月	・小学校理科資料「流れる水のはたらき」改訂、印刷 3年分1,110冊（R6～R8） ・委員5名（長1、委員4）
2	体力づくり （3年計画 3年目）	委員	2回	6月～12月	・体力づくり対策推進について、中学校校区での課題に対する取組を確認する。 ・体力調査報告書（事例集）を作成する。 ・委員10名（長1、委員小・中・義8、派遣スポーツ主事1）
3	ICT推進	委員	3回	6月～2月	・ICTを活用した授業実践 ・ICT活用の成果と課題 ・プログラミング学習研修会A・Bの補助（全4回、各回1～2名程度の補助） ・委員17名（長1、副1、委員小・中・義14、ITCE1）

### (2) 研修事業 （協）：地区教育センター協業研修 （準）：地区教育センター準協業研修

★：小矢部市・砺波市の教員が参加可能な研修

番号	事業名	対 象	実施日時	内 容
1 (準)	学級づくり研修会 【準協業研修】 担当：南砺市	地区保・認・幼・小・中・義務教育学校教職員希望者	4月12日(水) 15:30～16:30	<b>「聴き合える」集団づくり</b> 講師：富山大学 名誉教授 南砺市教育長 松本 謙一 先生 会場：福野小学校
2 ★	通級指導教室担当者等研修会	市内小・中・義務教育学校通級指導教室担当者希望者	4月19日(水) 14:30～16:30	<b>通級指導教室の指導の実際と情報交換(仮)</b> 講師：前・きずな子ども発達支援センター 発達支援専門員 礪波 留美子 先生 会場：南砺市役所 大ホール
3 ②★ 改訂	小学校英語専科教員研修会 (3回開催)	市内小・義務教育学校英語専科教員	①4月27日(木) 15:00～16:45 ②8月7日(月) 14:00～16:30 ③11月 15:00～16:45	<b>英語の授業の在り方と情報交換</b> ①講師：南砺つばき学舎 吉野由香里 先生 会場：南砺つばき学舎 ②講師：西部教育事務所 指導主事 会場：南砺市役所 大ホール ③講師：福光東部小学校 前田 薫 先生 会場：未定
4 白表紙 研修	理科教育講座（自然観察） 入門コース半日 【総教セ連携事業】	県内小・中・義務教育学校教職員希望者	6月6日(火) 13:30～16:30	<b>理科教育講座（自然観察）入門コース</b> 講師：県総合教育センター科学情報部 会場：南砺市内
5	学校図書館研修会 (3回開催)	①市内学校司書助手、市内図書館職員、希望者 ②教頭と①の参加者 ③学校図書館担当教諭と①の参加者	①4月18日(火) 14:30～16:40 ②7月中旬 14:30～16:40 ③1月下旬 14:30～16:40	<b>図書館運営の在り方と共通システム化の推進</b> 講師：中央図書館 松井 環 先生 他 会場：①中央図書館 ②南砺つばき学舎 ③福光東部小学校

6 ★	スタディ・メイト 等研修会	市内小・中・義務教育学校スタディ・メイト、適応指導員希望者	6月20日(火) 14:00～15:30 ※小教研研修会の日に実施	<b>特別な支援を必要とする子供への対応(仮)</b> 講師：富山大学大学院教職実践開発研究科 教授 石津 憲一郎 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
7 (協)	資質能力向上研修会【協業研修】 担当：南砺市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	7月31日(月) 14:00～16:30	<b>子供を育て集団を創る特別活動(仮)</b> 講師：國學院大學 教授 杉田 洋 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
8 (準)	ICT研修会【準協業研修】 担当：小矢部市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	8月2日(水) 14:30～16:30	<b>デジタル教科書の効果的な使い方について(仮)</b> 講師：新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 先生 会場：小矢部市民交流プラザ
9 (協)	特別支援教育研修会【協業研修】 担当：小矢部市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	8月4日(金) 13:30～16:30	<b>発達障害の理解と支援(仮)</b> 講師：北陸大学 教授 河野 俊寛 先生 会場：小矢部市民交流プラザ
10 (協)	授業力向上研修会【協業研修】 担当：砺波市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	8月8日(火) 13:30～16:30	<b>子供たちの学びの基盤を築く授業づくり(仮)</b> 講師：金沢大学大学院 准教授 加藤 隆弘 先生 会場：砺波体育センター
11	南砺市教育講演会	市内小・中・義務教育学校教職員【悉皆】	8月9日(水) 13:30～16:30	<b>自己解決能力を引き出すためのコーチング</b> 講師：サテニア・コミュニケーション教育研究所 所長 別府大学 客員教授 佐藤 敬子 先生 会場：井波総合文化センター
12 (準)	実技指導法研修会【準協業研修】 担当：砺波市	地区幼・保・認・小・中・義務教育学校教職員希望者	8月18日(金) 14:00～16:00	<b>打楽器演奏の効果的な指導方法</b> 講師：打楽器奏者・指導者 平永 里恵 先生 会場：砺波市立砺波東部小学校
13 新規	プログラミング学習研修会A	市内小・義務教育学校5年算数科担当教職員【悉皆】及び希望者	①8月1日(火) 14:00～16:30 ②8月21日(月) 14:00～16:30 ※どちらかに参加	<b>5年算数科「多角形」でのスクラッチ教材指導法</b> 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：①②福野小学校
14 新規	プログラミング学習研修会B	市内小・義務教育学校6年理科担当教職員【悉皆】及び希望者	①8月3日(木) 14:00～16:30 ②8月22日(火) 14:00～16:30 ※どちらかに参加	<b>6年理科「電気のはたらき」でのマイクロビット教材指導法</b> 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：①②福光東部小学校
15 ★	ICT活用研修会	市内小・中・義務教育学校教職員希望者、ICT推進委員	10～11月	<b>ICTを活用した授業実践</b> 講師：富山大学大学院教職実践開発研究科 教授 長谷川 春生 先生 会場：未定

16	令和のとやま型教育推進事業 【市教委共催】	市内小・中・義務教育学校教職員	未定	井波小学校 福光中部小学校 上平小学校 福光中学校
17★	授業力向上研修会 (ステップアップ研修)	市内小・中・義務教育学校7～9年次教職員、教務主任又は研究主任、希望者	5～2月 ※希望日から調整	<b>事前・事後研修会と公開授業を通して、授業力向上を目指す(7～9年次教職員等)授業の見方を鍛える(教務・研究主任等)</b> 講師：南砺市教育長 松本 謙一 先生 会場：市内各小・中・義務教育学校
18	国内長期研修	推薦	3か月以内	福光中部小 高野 一穂 教諭 福野中 山田 智生 教諭
19	国内短期研修	推薦	2泊3日まで	市内小・中・義務教育学校教職員 15名

### (3) サービス・援助事業

No.	項目	対象	期日	内容
1	南砺市地域連携教育事業	小・中・義務教育学校	随時	・特別支援学級合同学習 ・教育センター調査研究事業
2	校外学習	小・中・義務教育学校	随時	・バス借り上げ ・見学場所の調整
3	科学展覧会	小・中・義務教育学校	準備・審査会 9月8日(金) 表彰式 9日(土) 展示会 9日(土)～10日(日) 搬出 11日(月)朝	・市科学展覧会の開催 会場：井波総合文化センター ・県科学展覧会への出展
4	教材・備品貸出	小・中・義務教育学校関係機関	随時	・教材・図書の貸出 ・マイクロビット教材の小学校への巡回貸出(11～1月、6年理科で活用) ・小学校外国語活動用資料等の貸出 ・AED(自動体外式除細動器)の貸出
5	センターだより	小・中・義務教育学校関係機関	随時	・「教育センターだより」の発行(年3回) ・ホームページの更新(随時)
6	教材・教具斡旋・紹介	小・中・義務教育学校	随時	・ヒメダカの斡旋(5月) ・研修会資料等の紹介
7	教材支援事業	小・中・義務教育学校	随時	・教材作成・援助 (拡大印刷、教材づくり等)
8	月行事予定の作成	小・中・義務教育学校関係機関	毎月	・市内小中学校の行事予定のとりまとめ(共有フォルダに書き込む、毎月20日) ※市・教育センターHPに掲載しない
9	研修申込・調査等の集計	小・中・義務教育学校	随時	・県教委、教育センター等の研修申込申請のとりまとめと受講結果の送信 ・依頼調査等の集計

10 新規	ふるさと学習 情報交換会	小・中・義務教育 学校総合的な学 習の時間コーデ ィネーター又は それに準ずる人	① 5月 24 日(水) 15:00～16:30 ② 2月 27 日(火) 15:00～16:30	<b>小中一貫ふるさと学習と交流会の推進</b> ①ふるさと学習についての情報交換 ②反省と来年度の計画の見直し 「ふるさと学習交流会」の計画 会場：①②南砺市役所大ホール ※①②の他に「市長への提言」を行う小 中学校のどちらかを参観する。
11	NYT 道場 (若手教師道場)	保・こども園・小・ 中・義務教育学 校 6 年次までの 教職員	7 月 8 月 11 月	・ NYT 運営委員への支援
12 改訂	ICT サポートプ ロジェクト	①小・中・義務教 育学校各校の 3 分の 1 程度の教 職員 ②③小・中・義務 教育学校教職員 ④ICT 推進委員	5 月～1 月	①R 5～7 年度の 3 年間で 1 回実施する ICT を活用した授業のサポート ・ ITCE の授業参観と支援 ・ 効果的な ICT 活用についての助言 ②各校から要請を受けての授業支援 (IT として支援、情報提供等) ③各校から要請を受けての校内研修支援 ④ICT 推進委員への情報提供や支援

#### (4) 市教育委員会との連携事業

番号	項目	対象	期 日	内 容
1	小中一貫教育の推 進	小・中・義務 教育学校	3 月	・各中学校区の「小中一貫教育取組状況」の 報告の集約
2	「ふるさと学習」 の推進	小・中・義務 教育学校	① 5月 24 日(水) ② 2月 27 日(火)	・「ふるさと学習情報交換会」の企画、運営
3	「チーム担任制」 の推進	小・中・義務 教育学校	4 月：資料送付 1 月：取組状況 アンケート	・新任者等に「チーム担任制」に係る資料送付 ・取組状況アンケートの作成と報告
4	「履歴を活用した 対話に基づく受講 奨励」の補助	小・中・義務 教育学校	4 月	・受講奨励のための補助資料「令和 5 年度の教 育センター研修一覧」の作成・送付

#### (5) 教育相談事業

番号	項目	期 日	内 容
1	教育相談	随時	<b>○相談・悩み相談、関係機関との連携</b> 南砺市教育センター（南砺市役所別館 4 階） 相談専用電話 0763-52-6315 教育支援センター（福光青少年センター 3 階） 相談専用電話 0763-52-5593 ※ R5.4.1 より改称



2	クローバー相談会 <子育て全般に 関する相談>	<b>【予定】</b> ①5月6日(土)    ②6月3日(土) ③7月8日(土)    ④9月30日(土) ⑤11月11日(土) ⑥12月9日(土) ⑦1月27日(土) ⑧3月2日(土) 毎回10:00~15:00	<b>○保護者向け子育て相談</b> 助言者：公認心理師・臨床心理士 大浦 暢子 先生 会 場：福野ヘリオス ①②⑤⑦ 福光福祉会館 ③④⑥⑧
3	教育支援センター 「いおう教室」  ※ R5. 4. 1 より改称	随時	<b>○不登校児童生徒への支援・指導</b> 場所：南砺市福光 1137-2 福光青少年センター3階 時間：月曜日から金曜日まで 9:00~15:00 長期休業中は、学校に準ずる。
4	スクールソーシャルワ ーカー活用事業	随時	<b>○問題を抱える児童生徒への早期対応</b> ① 小・中・義務教育学校支援 (ケース会議、担任支援、児童生徒観察等) ② 家庭訪問 ③ 保護者を交えた関係者会議 ④ 保護者面談 ⑤ 児童生徒支援・面談 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 保護者との電話相談 (メールを含む)
5	特別支援教育コーディネ ーター活用事業	随時	<b>○特別な支援を必要とする児童生徒への対応</b> ① 小・中・義務教育学校支援 (ケース会議、担任支援、児童生徒観察等) ② 保護者を交えた関係者会議 ③ 保護者面談 ④ 児童生徒支援・面談 ⑤ 関係機関との連携 ⑥ 保護者との電話相談 (メールを含む)

# 施設案内図



## ○南砺市教育センター条例

平成16年11月1日  
条例第88号

### (設置)

第1条 市の教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育センターを設置する。

### (名称及び位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南砺市教育センター
- (2) 位置 南砺市荒木1550番地

### (事業)

第3条 南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)は、市教育の振興を図るため、次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関する事
- (2) 教材及び資料の作成及び配布に関する事
- (3) 学習指導の研究、指導及び援助に関する事
- (4) 教育の理論及び実践に係る調査及び研究に関する事
- (5) 教科書研究に関する事
- (6) 生徒指導の充実強化に関する事
- (7) 教育相談に関する事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### (職員)

第4条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附則（平成17年3月30日条例第13号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## ○南砺市教育センター条例施行規則

平成16年11月1日  
教育委員会規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、南砺市教育センター条例（平成16年南砺市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第2条 南砺市教育センター運営のため、運営委員会を置く。

2 運営委員は次に掲げる者のうちから南砺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 所管に属する学校職員
- (2) 教育委員会事務局職員
- (3) 教育研究団体に所属する者
- (4) 学識経験者

3 任期は、1年とする。

(会議)

第3条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は委員会を開催するときは、あらかじめ日時、議題等を、委員に通知する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

## ○南砺市教育支援センター設置要綱

令和5年3月15日  
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行い、その社会的自立に資するため、南砺市教育支援センター(以下「センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いおう教室
- (2) 位置 南砺市福光 1137 番地(福光青少年センター内)

(所管)

第3条 センターの所管は、南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)とし、センターの代表者は、南砺市教育センター所長(以下「所長」という。)とする。

(対象者)

第4条 センターに入級できる者は、南砺市立の小中学校及び義務教育学校に在籍する不登校児童生徒とする。

2 前項に規定するもののほか、南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者も対象とする。

(指導者)

第5条 センターに教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教員経験を有する者
- (2) 教育委員会が適当と認める者

3 指導員は、不登校児童生徒の在籍校及び関係機関と連携してセンターの運営にあたる。

4 指導員は、不登校児童生徒の学校復帰後も、必要に応じて継続的に支援を行う。

5 指導員は、所長が必要と認める会議に出席し、必要に応じて運営状況を報告するものとする。

(開設日及び時間)

第6条 センターの開設日及び時間は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、南砺市立学校管理規則(平成16年南砺市教育委員会規則第10号)に規定する休業日は、開設しないものとする。
- (2) 開設時間は、午前9時から午後3時までとする。

(事業内容)

第7条 センターは、南砺市立の小中学校及び義務教育学校の生徒指導主事、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)、南砺市教育センターのSSW、特別支援教育コーディネーター等と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。
- (2) 社会的自立を図るための指導及び援助に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(運営委員会)

第8条 前条の事業の具体的な実施運営に関する事項は、南砺市教育センター運営委員会(南砺市教育センターの運営、事業計画、その他必要な事項について協議する委員会)で、所管に属する学校職員、教育委員会事務局職員、教育研究団体に所属する者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって構成するもの(以下「運営委員会」という。)において定期的に協議する。

(入級又は退級の申請)

- 第9条 センターへの入級又は退級を希望する不登校児童生徒の保護者は、教育支援センター入級・退級申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を在籍校の学校長(以下「学校長」という。)に提出するものとする。
- 2 学校長は、申請書が提出されたときは、教育支援センター入級・退級申請報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に当該申請書を添えて所長に提出するものとする。
  - 3 不登校児童生徒が複数年度にわたり入級する場合は、毎年度、入級の申請を行うものとする。

(入級又は退級の決定)

- 第10条 所長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その審査の結果、入級又は退級が必要と認められるときは、教育支援センター入級・退級承認書(様式第3号)により学校長に通知し、及び教育支援センター入級・退級承認通知書(様式第4号)により学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(その他)

- 第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
(南砺市適応指導教室設置要綱の廃止)
- 2 南砺市適応指導教室設置要綱(平成18年南砺市教育委員会告示第6号)は、廃止する。